
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 8 月 29 日

Contents

I. 【UAE】フリーゾーンに関する手続緩和—Free Zone One Passport Initiative の公表

I. 【UAE】フリーゾーンに関する手続緩和—Free Zone One Passport Initiative の公表

1. 本イニシアチブの意義

2025 年 7 月 22 日、ドバイ・フリーゾーン理事会(Dubai Free Zone Council)(以下「DFZC」という。)は、Free Zone One Passport Initiative(以下「本イニシアチブ」という。)を公表した。本イニシアチブは、ドバイの複数のフリーゾーンにおいてビジネスを展開することを企図する企業の手続負担を大幅に軽減するとともに、複数のフリーゾーンを利用したビジネスの効率化を可能にすることが期待されている。

本ニュースレターでは、本イニシアチブの要点を解説する。

2. 本イニシアチブの意義

UAE におけるフリーゾーンは、外国企業が税制面をはじめ様々な面での優遇を受けられる一種の経済特区であり、国内に多数のフリーゾーンが設定されている。これらのフリーゾーンにおいて会社を設立するためには、各フリーゾーン当局からビジネスライセンスを取得する必要があるが、従前、複数のフリーゾーンでビジネスを展開することを企図する企業は、基本的には、各フリーゾーンにおいてビジネスライセンスを都度取得する必要があった。これにより、複数のフリーゾーンでビジネスを展開しようとする場合、会社設立の手続において手続にかかる費用、時間、事務の点から一定の負担が生じていた。

本イニシアチブは、ドバイのフリーゾーンの一つでビジネスライセンスを取得した会社が、別個にビジネスライセンスを取得することなく一定の手続を踏むことで、別のフリーゾーンでビジネスを展開することを認めることで、上記の負担を大幅に軽減するものである。これによって会社の機能をドバイの各フリーゾーンに効果的に配置することが容易となれば、より円滑で戦略的なビジネス展開が可能となることが期待される。

具体的には、フリーゾーンの一つ(以下「第一フリーゾーン」という。)でビジネスライセンスを取得している会社は、第一フリーゾーンに申請書を提出し、第一フリーゾーンがこれを承認すれば、他のフリーゾーン(以下「第二フリーゾーン」という。)において追加のライセンスを取得することなくビジネスを展開することができる。第二フリーゾーンの数には制限がなく、第二フリーゾーンにおいて支店を設立し、土

地やオフィス等を賃借しビジネスを展開するなどの活動を行うことができる。

ただし、以下の点に留意する必要がある。

- ✓ 他のフリーゾーンにおけるビジネスの内容は、ライセンスを取得したビジネスの内容と一致するものでなければならない。
- ✓ 小売業や指定非金融業者及び職業専門家(カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、弁護士、公証人、会計士等)、金融規制の対象となる金融機関をはじめ、本イニシアチブの適用が認められない業種が存在する。
- ✓ 本イニシアチブが利用できるのは、イニシアチブに参加するドバイのフリーゾーン¹に限られており、他のフリーゾーンに進出する場合には利用できない。

本イニシアチブは、世界的ファッションブランドの一つによって利用され、初めての活用事例となったと DFZC により公表されている²。今後、さらに活用が広がっていくか、注目される。

3. 最後に

UAE では、外国企業によるビジネス展開を円滑化するための施策が続々となされている。特にドバイでは、2023 年の Dubai Economic Agenda D33 の公表を皮切りに様々な政策が打ち出されており、2025 年 3 月には、フリーゾーンで設立された会社であっても、ドバイ経済観光局 (Dubai Department of Economy and Tourism) からライセンスを取得することで、メインランドでもビジネスを展開することを認める Dubai Executive Council Resolution No.11 が公表されている(これまで、フリーゾーンにおいて設立された会社は、原則としてメインランドでのビジネス展開は大きく制限されてきた。)

UAE に進出する日系企業においては、各フリーゾーンとメインランドの特性や必要なライセンス等について理解しつつ、こうした規制緩和の流れを活用し、拠点を効果的に配置することが考えられる。

【UAE】

弁護士 山神 理
弁護士 江本 康能
弁護士 山田 智希
弁護士 嘉納 健太

¹ 対象となるフリーゾーンとしては、DFZC による公表情報ベースでは、Dubai World Trade Centre Free Zone 等が含まれるものと見受けられるが、都度当局への確認が必要であると考えられる。

² <https://mediaoffice.ae/en/news/2025/july/22-07/dfz-council-dwtc-free-zone-welcome>
<https://www.dwtc.com/en/press/dfz-council-dwtc-free-zone-welcome-louis-vuitton-as-first-corporate-member/>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。